



TIPLO News

2023年11月号(J291)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 帝宝とベンツとの意匠権訴訟で逆転判決、最高裁判所は知財商事裁判所へ審理差戻し
- 02 米裁判所が HTC の特許権侵害を認める判決、2.8 億新台湾ドル相当の賠償支払い命令
- 03 国科会が他部署と共に、「チップ主導型台湾産業イノベーションプログラム」を提出

台湾ハイテク産業情報

- 01 AUO 取締役会でドイツ BHTC の買収を決議 スマートモビリティ生態系を開拓

台湾知的財産権関連の判決例

01 著作権関連

著作権の独占的利用許諾契約が元来書面の要式契約ではなく、許諾者と被許諾者が契約の本質的な要素について意思表示が一致している場合、独占的利用許諾契約はすでに成立しており、双方が後日書面で許諾の内容を補充することは、独占的利用許諾関係の成立に影響しない。

今月のトピックス

J231025Y1

01 帝宝とベンツとの意匠権訴訟で逆転判決、最高裁判所は知財商事裁判所へ審理差戻し

帝宝工業股份有限公司（Depo Auto Parts Ind. Co. Ltd.、以下「帝宝」）と独メルセデス・ベンツ AG との意匠権侵害訴訟において、帝宝は一審、二審とも敗訴したが、最高裁判所は先ごろ二審判決には誤りがあると認め、二審判決を破棄し、知的財産及び商事裁判所（以下「知財商事裁判所」）に審理を差し戻す判決を下した。これによって帝宝に「逆転勝訴」の機会が与えられることとなった。

帝宝の許叙銘総裁は次のように述べている：係争製品にはカバーとハウジングの構造についてすでに迂回設計が行われている。また高等裁判所は帝宝の製品外観に対する検証を行っているとしているが、最高裁判所は、実際には関連の手続きが行われておらず、帝宝に弁論の機会が与えられていないため、手続き上の瑕疵や誤りがあるおそれがあることを認めた。二審判決において製品を対比して「雙瞳（二つの瞳）」（という視覚的な印象）を呈するか否かの理由については、帝宝が提出した「雙瞳」の事実証拠に対応しており、改めて調査すべきである。

帝宝では、今後も該意匠が無効であり、製品に権利侵害の事実と公平交易法違反がないことを証明する事実証拠を提出して、帝宝の権益を守るのと同時に、台湾 AM（アフターマーケット）自動車部品業界のために声を上げて、当局がこの年間生産額 2200 億新台幣ドル規模の産業を重視するよう喚起し続けていくとしている。

ベンツは 2017 年に帝宝に対して民事訴訟を提起し、帝宝の製品が台湾の第 D128047 号「車両のヘッドライト（原文：車輛之頭燈）」意匠権を侵害していると主張した。2019 年の一審判決では帝宝が敗訴し、係争製品を生産する金型を廃棄するよう命じられたため、台湾自動車部品産業は騒然となった。2022 年 7 月 14 日、知的財産及び商事裁判所は二審判決において、帝宝が支払うべき賠償金を 3000 万新台幣ドルから 1812 万新台幣ドルに引き下げたが、なお権利侵害を認めたため、帝宝とベンツはそれぞれ上訴（上告）を提起した。2023 年 10 月 4 日に最高裁判所は二審判決を破棄し、知財商事裁判所に審理を差し戻す判決を下した。（2023 年 10 月）

J231017Y1

J231017Z1

02 米裁判所が HTC の特許権侵害を認める判決、2.8 億新台幣ドル相当の賠償支払い命令

米デラウェア州連邦裁判所の陪審員団は、宏達国際電子股份有限公司（以下「HTC」）がパテントライセンス会社である 3G Licensing 社（ルクセンブルグ）の移動通信特許を侵害しており、890 万米ドル超（約 2.8 億新台幣ドル相当）の賠償金を支払うよう命じるよう評決した。3G Licensing 社は以前に HTC と特許ライセンスに関する交渉が決裂し、2017 年に HTC を相手取り提訴して、

4G LTE 対応である HTC の One、Bolt、Desire 等多数のスマートフォン機種が 3G Licensing 社の移動通信規格に関する特許 2 項目を侵害していると主張し、HTC 側はこれを否定して、これらの特許は無効であると主張していた。

米国裁判所の判決について、HTC は「わが社は陪審員団の努力に感謝するものの、本件の判決に対しては失望を禁じ得ない。この判決はわが社の業務に深刻な影響をもたらすものではないが、わが社の権益を守るため、あらゆる上訴の手段をさらに検討していく。」と発表した（2023 年 10 月）

J231102Y5

03 国科会が他部署と共に、「チップ主導型台湾産業イノベーションプログラム」を提出

行政院の国家科学及び技術委員会（NSTC、以下「国科会」）は 2023 年 11 月 2 日に行政院院会（訳注：日本の閣議に相当）にて「チップ主導型台湾産業イノベーションプログラム（原文：晶片驅動臺灣産業創新方案（略称：晶創臺灣方案）、英語名：Taiwan Chip-based Industrial Innovation Program）」について報告した。国科会は経済部[※]、教育部、衛生福利部^{※※}、農業部、数位発展部^{※※※}、国家発展委員会と共に「チップ主導型台湾産業イノベーションプログラム」を提出し、2024 年に科学技術予算 120 億新台幣ドルを計上しており、今後 10 年間（2024～2033 年）で 3000 億新台幣ドルを投じて推進し、第一期（2024 年からの 5 年間）を始動する予定。

（訳注※：「部」は日本の「省」に相当。※※：所掌事務は公衆衛生、医療及び社会福祉。※※※：所掌事務はデジタル発展。）

「チップ主導型台湾産業イノベーションプログラム」は、「生成系 AI」と「チップ」を組み合わせて、画期的な産業イノベーションを促進する；国内の人材育成環境を改善する；産業イノベーションに必要なヘテロジニアス・インテグレーションと最先端技術の発展を加速する；海外からのスタートアップ企業と投資を誘致するという 4 つの戦略で、台湾の未来の科学技術産業のために道を開き、産業が持つ画期的イノベーションの能力を高め、台湾の科学技術力の基礎を築き、世界においてチップ設計に関する重要な役割を担うことを目指していく。（2023 年 11 月）

台湾ハイテク産業情報

J231002Y5

01 AUO 取締役会でドイツ BHTC の買収を決議 スマートモビリティ生態系を開拓

AUO（友達光電）は 2023 年 10 月 2 日、正式な協議書の締結を済ませ、6 億ユーロ（約 204 億台湾ドル）でドイツベアヘラサーモコントロール（Behr-Hella Thermocontrol GmbH、以下「BHTC」という）の株式を 100% 買収したと発表した。これによりグローバル戦略を推し進めてスマートモビリティ生態系の開拓を目指す。今回の買収は既に取締役会の決議を経ており、今後各国の主務機関の許可を得たうえで、2024 年上半期には自己資金による買収を完了させる予定である。

AUO によると、同社は世界をリードする革新的なディスプレイ技術を核心として、既に 20 年以上も車載用パネル分野に注力してきたので、自動車産業において厚い信頼を獲得しているキーパーツサプライヤーであるが、世界的に電気自動車、自動運転車が著しく発展し、自動車産業も目まぐるしい変革を遂げているため、ディスプレイアプリケーションが最も重要なコックピット体験における役割を担っているという。また、同社はパネル、車載用システムを始め、センサーとソフトウェアサービスの融合等、人とマシンのインタフェース統合をとおして、一步一步スマートコックピットに発展させてきた結果、未来のスマートモビリティサービスソリューションにおけるリーディングサプライヤーとなっているとのことである。

BHTC は 1999 年の創立で、車載ヒューマンインターフェース (Human Machine Interfaces ; HMI)、車載空調制御機システム (Climate Control) 電子制御ユニット等製品の研究開発、製造販売を専門的に行っており、一次サプライヤー (Tier 1) の能力があり、国際的な OEM 自動車メーカーと強固な協力関係があるので、インターフェース市場の急速な発展趨勢においても、最も優位性を有する企業である。

AUO は、今回の買収によりスマートモビリティ事業展開における布石を打ち、製品ユニットと顧客の基礎を拡大することが、将来的な成長のカギであり、引き続き「AUO は単なるパネル会社に留まらず、技術革新を多様なフィールドに応用するソリューションにまで押し広げるサプライヤーになる」という目標に向かって前進すると強調した。

また、AUO 董事長兼グループ戦略長の彭双浪氏は、グローバル生態系の競争及び産業チェーン構造の再編に直面する今この時に、AUO と BHTC が協力することはベストな優位性を発揮する相乗効果があり、双方の全世界をカバーする運営拠点と完成された現地生産基地、及び先端的研究開発と工程サービスチームを活かすことで、各地の自動車産業サプライチェーンとバリューチェーンを連結できるので、世界中の顧客とパートナーにより多様で卓越した革新的ソリューションを提供することができるとの展望を語った。(2023 年 10 月)

台湾知的財産権関連の判決例

01 著作権関連

■ 判決分類：著作権

I 著作権の独占的利用許諾契約が元来書面の要式契約ではなく、許諾者と被許諾者が契約の本質的な要素について意思表示が一致している場合、独占的利用許諾契約はすでに成立しており、双方が後日書面で許諾の内容を補充することは、独占的利用許諾関係の成立に影響しない。

II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所民事判決

【裁判番号】 111 年度民著訴字第 40 号

【裁判期日】 2023 年 2 月 24 日

【裁判事由】著作権侵害行為の排除

原告 車庫娛樂股份有限公司 (Garageplay Inc.)
法定代理人 邵光琦
訴訟代理人 黃翔瑜
 楊孟霏
 徐則鈺弁護士
被告 蔣孟宏即ち觸電網工作室 (Truemovie Studio)

上記当事者間の著作権侵害排除(差止請求)事件について、原告本裁判所は2023年1月18日に口頭弁論を終え、次のように判決する。

主文

- 1.被告は添付資料に示されている視聴著作物(訳注:「映画の著作物」に相当)について、添付資料の「利用許諾期間」の欄に示されている期間に YouTube (添付資料「YouTube リンク」の欄に示されているリンクを使用してはならないことを含む)において、中華民国地区(台湾、澎湖、金門、馬祖)で公衆送信の方式により利用してはならない。
- 2.訴訟費用は被告の負担とする。

一 事実要約

原告は映画配給業者であり、本判決の添付資料に示されている合計118件の視聴著作物(以下「係争視聴著作物」と総称する)に係る独占的利用許諾の被許諾者であり、許諾期間において法に基づき係争視聴著作物の独占的利用権を有する。被告は YouTube チャンネル「觸電網 - True Movie 電影情報入口網」(以下、「係争チャンネル」という)の経営者であり、その経営方式は、各種映画の予告篇を複製した後に係争チャンネルにアップロードし、公衆送信の方式で YouTube において大衆の視聴に供するというものである。原告は2022年3月31日から、被告が原告の同意又は許諾を受けずに、即ち無断でそれが経営する係争チャンネルで係争視聴著作物を大衆がアクセスして視聴できるように提供していることを発見した。原告は2022年3月31日及びその翌日にそれぞれ YouTube に対して削除リクエストを通知し、係争視聴著作物はすでに YouTube から一時的にブロックされたが、被告はなお2022年4月4日及び同年月10日に YouTube に異議申立てとコンテンツ復元の要請を行った。

二 両方当事者の請求内容

(一) 原告の請求:

- 1.添付資料に示されている視聴著作物(訳注:「映画の著作物」に相当)について、添付資料の「利用許諾期間」の欄に示されている期間に、被告は YouTube (添付資料「YouTube リンク」の欄に示されているリンクを使用してはならないことを含む)において、中華民国地区(台湾、澎湖、金門、馬祖)で公衆送信の方式により利用してはならない。
- 2.訴訟費用は被告の負担とする。

(二) 被告の答弁:

- 1.原告の訴えを棄却する。

2.訴訟費用は原告の負担とする。

三 本件の争点

- (一) 原告は係争視聴著作物に係る独占的利用許諾の被許諾者であるのか。
- (二) 原告が著作権法第 84 条規定により侵害排除を請求することに理由はあるのか。

四 判決理由の要約

(一) 原告は係争視聴著作物に係る独占的利用許諾の被許諾者である

1.「独占的利用許諾の被許諾者は許諾された範囲において、著作財産権者の地位を以て権利を行使することができ、また自らの名義で訴訟上の行為をなすことができる。著作財産権者は独占的利用許諾の範囲内において、権利を行使することはできない。」と著作権法第 37 条第 4 項に規定されている。これに照らして、第三者による著作権侵害について、独占的利用許諾の被許諾者は著作権侵害の被害者であり、告訴又は私人追訴を提起することができ、民事訴訟を提起して権利侵害行為者に損害賠償を請求する、又は著作権を行使することもできる。独占的利用許諾の被許諾者は利用許諾の範囲において、著作物の独占的利用を行う権限を取得し、許諾者は同じ利用許諾の範囲における内容を、第三者にさらに許諾することはできず、自らも権利を行使することはできない。独占的利用許諾の被許諾者が著作財産権を使用する権利を侵害されたときは、著作財産権者の権利が侵害されたものと異なるところはない。

2.原告は自らが係争視聴著作物に係る独占的利用許諾の被許諾者であると主張して、原告証拠一、二として動画利用許諾書を提出し、さらに本裁判の審理中に原告証拠十一として利用許諾証明書及び映画レイティング証明を提出して、係争視聴著作物は元来の著作権者が、許諾者に独占的利用を許諾し、許諾者がさらに原告に独占的利用を許諾したこと等を証明した。調べたところ、原告が本件訴訟において提出した原告証拠十一は、2022 年 11、12 月に締結された利用許諾証明書であるが、著作権の独占的利用許諾契約が元来書面の要式契約ではなく、許諾者と被許諾者が契約の本質的な要素について意思表示が一致しており、独占的利用許諾契約はすでに成立している。被告は、原告証拠一、二の動画利用許諾書には許諾の範囲に予告編、メイキング映像、宣伝動画が含まれるのかが記載されておらず、著作権法第 37 条第 1 項規定により、独占的利用権を取得していないものと認めなければならない云々と答弁したため、その後原告は原告証拠十一の利用許諾証明書を提出し、それには原告が係争視聴著作物に係る独占的利用許諾の被許諾者であること以外に、その許諾範囲として「映画本編、並びに許諾者が提供した、被許諾者が改変した、及びその他の第三者が改変した利用許諾の映画の予告編、メイキング映像及び広告の素材等」、許諾の権利として「複製権、翻案権、頒布権、貸与権、公衆放送権、公衆上映権、公衆送信権等の権利」という内容が記載されているため、原告証拠十一の利用許諾証明書は原告証拠一、二の動画利用許諾書を実質的に補充するものであり、また原告が係争視聴著作物に係る独占的利用許諾の被許諾者であることとその許諾の範囲を証明しており、原告が原告十一を提出して原告証拠一、二の証明を補充することは、法律上許されないことではない。したがって、原告はすでに独占的利用許諾を受けており、係争視聴著作物について権利を行

使用することができる。原告証拠十一は訴訟に際して制作したものであり、原告が係争視聴著作物に係る独占的利用許諾の被許諾者であることを証明することはできない云々とする被告の抗弁は、採用できるものではない。

(二) 原告は著作権法第 84 条規定により、被告による係争視聴著作物に対する侵害の排除を請求することができる

1. 「著作者は、本法に別段の定めがある場合を除き、その著作物を公衆送信する権利を専有する」という著作権法第 26 条の 1 第 1 項の規定、さらには「著作者は、その権利を侵害した者に対し、その侵害の排除を請求することができる」という第 84 条の規定により、独占的利用許諾の被許諾者が著作財産権を使用する権利を侵害されたとき、著作財産権者の権利が侵害されたのと同じである。著作権法第 84 条に著作権が侵害されたとき、侵害の排除と防止を請求する主観的要件が規定されていないが、侵害の排除は不作為請求権であるため、客観的に侵害の事実又は侵害のおそれが十分であれば、侵害者の主観的要件を論じる必要はなく、かつ権利の内容の完全な実施において、ある種の事由の妨害又は妨害のおそれを受けたならば、権利の所有者は当然ながらその妨害の排除を請求して権利の完全性を保全する権利を有し、即ち権利侵害者の主観的要件とは関係ない。また侵害防止の請求権は、侵害行為がすでに発生していることに限るものではなく、侵害行為がまだ発生していないが、現在の危険な状態について判断し、権利が将来侵害を受ける可能性が高ければ、事前に防止する必要がある。

2. 調べたところ、原告が係争視聴著作物に係る独占的利用許諾者であることはすでに前述した通りであり、原告の係争視聴著作物に係る複製権、公衆送信権という権利が侵害された場合、著作権者の地位を以て訴訟で侵害排除の権利を行使することができる。被告は反論において、係争チャンネルの係争視聴著作物はいずれも映画が公開される以前に、映画制作会社が電子メールで提供した宣伝素材であり、映画制作会社の宣伝活動に合わせて、映画配給会社が電子メールで送信した宣伝素材であり、被告は事後に再びアップロードしておらず、係争視聴著作物は係争チャンネルでネット利用者の検索に供されているにすぎず、原告はこの部分の係争視聴著作物について被告に係争チャンネルにおける公衆送信を許諾したものであり、原告はその後再び許諾していないが、被告は再びアップロードしておらず、すでに権利侵害はない等と主張した。しかしながら調べたところ、たとえ原告がこの部分の係争視聴著作物について被告に係争チャンネルにおける公衆送信を許諾していたとしても、被告はこれが映画制作会社の宣伝活動であることを否定しておらず、また双方は被告が係争チャンネルで係争視聴著作物を公衆送信し続けてもよいと約定しておらず、ましてや被告は映画宣伝活動後において係争視聴著作物に係争視聴著作物のメイキング映像、予告編等を含むことを確認していない。原権利者が係争チャンネルに残すことに同意しているのか、又は他人に独占的利用を許諾しているのかという状況によって、被告の係争チャンネルが係争視聴著作物を公衆送信し続けることができるのかが左右されることは、疑いの余地がない。

さらに、本件原告はまず YouTube に通報し、その後本件訴訟を提起していること等から、原告は被告が係争チャンネルで係争視聴著作物を公衆送信することに同意していないことは明らかである。よって被告が原告の同意又は利用

許諾を得ずに、係争視聴著作物を係争チャンネルで公衆送信したことは、原告が係争視聴著作物を公衆送信する著作財産権を侵害するものである。これにより、原告が著作権法第84条に基づき係争視聴著作物の侵害排除又は防止を請求することには理由があり、認めるべきである。

以上の次第で、本件原告の訴えには理由があり、知的財産事件審理法第1条、民事訴訟法第78条に基づき、主文の通り判決する。



TIPLO 台湾國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2023 TIPLO, All Rights Reserved.